

瀬戸内市行政改革指針

平成26年5月

瀬戸内市行政改革推進本部

目次

第1 基本方針	1
第2 行政改革の実施期間	
第3 推進体制	
第4 行政改革推進に向けた具体的な取組	2
1 事務事業の再編・整理の推進	
(1) 業務の見直しによる合理化	
(2) 外部委託・民間委託の推進	
(3) 民間との協働の推進	
2 市民協働によるまちづくり	
(1) 開かれた市政の推進	
(2) 市民と行政の役割分担	
(3) 市民参画のしくみづくり	3
3 効率的な組織体制の構築	
(1) 市民ニーズに沿った組織の見直し	
(2) 組織横断的連携体制づくりの推進	
(3) ICT活用による事務の効率化	
4 定員管理及び給与の適正化等	
(1) 定員管理の適正化	
(2) 給与の適正化	4
(3) 人材育成の推進	
5 持続的な財政基盤の確立	
(1) 投資的事業の見直し	
(2) 受益者負担の見直し	
(3) 歳入確保に向けた取組の強化	
(4) 公営企業経営の健全化	5
6 公共施設の最適化	
(1) 公共施設の役割の見直し	
(2) 公共施設の総量の削減	
(3) 効率的な管理運営	
(4) インフラの更新費用の平準化	

第1 基本方針

本市では、平成16年の邑久郡3町の合併から10年目を迎えようとしています。これまで、合併による効果を最大限に活かし、市としてのまちづくりを進めてきましたが、長期にわたる景気の低迷による税収減、災害など不測の事態の発生、少子高齢化社会の進行、地方分権の進展、市民ニーズの多様化など、行財政運営を取り巻く状況は合併当初の見通しから、ますます複雑かつ厳しいものとなっています。

さらに、合併の特例として増額交付されている地方交付税が平成27年度から段階的に減額されるのを目前とし、これまで以上に行財政改革に取り組み、特例が完全に終了する平成32年度（特例交付は平成31年度）までには、その時点での財政規模で最大限の行政サービスが提供できる体制を整える必要があります。

政治の動向や税制改正の影響など、国・地方の財政は特に予測しがたい状況ではありますが、抜本的な改革に取り組まないまま漫然とした運営を続けていけば立ち行かなくなることは想像に難くありません。

本市においては、平成24年度から2年間にわたり、瀬戸内市のまちづくりと行政経営改革を効果的に行う方策についてご検討いただいた「瀬戸内市まちづくり会議」から、財政健全化と地域活性化に関する提言が平成26年2月に提出されました。この提言に基づく改革の実行や健全で持続的な市政運営に向けて今後進めることになる行財政改革は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があります。しかし、全く痛みを伴わない改革はあり得ないことを瀬戸内市に関わる全ての方々にご理解いただくとともに、第二次瀬戸内市総合計画で目指す「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現に向けて、厳しい市の財政状況を職員一人ひとりが自らの問題として真摯に受止め、計画的かつ安定的な財政運営を行うため、これまでと同様に市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、全庁を挙げて行政改革に取り組む必要があります。

第2 行政改革の実施期間

この指針は、平成26年度から地方交付税の特例交付の最終年度となる平成31年度までの6年間を対象とし、その間に改革に着手すること又は改革を完了することを目標とします。

第3 推進体制

社会情勢に即応した行政改革を円滑に推進するため、庁内の推進体制として、瀬戸内市行政改革推進本部を置き、その下に設置する行政改革リーダー会議により、全庁的に取り組むべき行政改革推進施策に関する調査研究を行います。

また、瀬戸内市の行政改革の推進に関する重要事項の調査、審議及び助言をいただくための組織として、瀬戸内市行政改革推進委員会を設置します。

第4 行政改革推進に向けた具体的な取組

1 事務事業の再編・整理の推進

(1) 業務の見直しによる合理化

社会経済環境の変化や新たな行政需要の発生などにより多様化する市民ニーズに、限られた財源の中で適切に対応するため、すべての事務事業について見直しを行い、費用対効果の検証や、年数の経過とともに社会の実情に合わなくなったものについては、事業の縮小、廃止を見据えて検討し、合理化を図ります。

(2) 外部委託・民間委託の推進

行政経営の効率化やコスト削減だけでなく、市民サービスの向上につながることを目的とした民間活力の導入を進め、官民連携（PPP：Public Private Partnership）の考え方に基づく各種業務の外部への委託や指定管理者制度の導入による公共施設の管理運営委託などに計画的かつ積極的に取り組めます。

(3) 民間との協働の推進

市職員の意識改革を促進し、既存の業務委託という枠にとらわれることなく、創意工夫することによるさらなるコスト削減と住民サービスの向上の両面から行政と民間が協働し、地域のことは地域が責任を持って決める地域社会づくりを目指します。

また、民間でできることは、民間等で行うことを原則とし、その力やノウハウをいかすことにより、民間の活力を引き出しつつ、サービスの向上を図ることができるような取組を推進します。

2 市民協働によるまちづくり

(1) 開かれた市政の推進

市民との協働のまちづくりの前提となる積極的な情報公開を通じて、市民への説明責任を果たすとともに、透明性、公平性の確保を図ります。また、市政情報を広く、迅速かつ正確にお知らせするなど、広聴広報機能の充実を図ります。

(2) 市民と行政との役割分担

市民と行政の役割分担については、行政の公的責任としての「公共が担うべき役割の明確化」と「行政から自治会やコミュニティなど、地域組織への分権」を基本として検討し、行政が関与すべきサービスの範囲とその供給主体についての見直しを進めていきます。

(3) 市民参画のしくみづくり

公共サービスの領域が今後更に拡大していく中で、市民と行政はともに公共を担う提携相手（パートナー）として、公共サービスを、「誰が・どのように担うのか」について、そのあり方を検討し、瀬戸内市の実情にあったルールづくりを行い、協働によるまちづくりを推進します。

3 効率的な組織体制の構築

(1) 市民ニーズに沿った組織の見直し

最少の経費で最大の効果を挙げるため、業務内容や業務量を踏まえて行政組織や事務分掌等の見直しを行い、効率的で力強い行政運営を図ります。

また、行政が市民に信頼され、市民と協働のまちづくりを推進するため、職員一人ひとりが自らの役割を認識するとともに、サービスの基本であるコンプライアンス（法令遵守）意識を徹底し、内部管理体制の強化を図ります。

(2) 組織横断的連携体制づくりの推進

これまでの縦割り行政が有する課題を見直し、部局を越えた応援体制やプロジェクトチームの設置など、組織横断的な連携体制づくりを進めるとともに、スリムで柔軟性、機動性のある組織機構への見直しを推進します。また、地方分権の進展により、事務事業によっては複数の自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合は、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することを検討します。

(3) ICT活用による事務の効率化

情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政内部電子化を推進し、構築した情報を有効に利用することで行政運営の効率化に取り組みます。またICTを活用し行政手続のオンライン化を推進することなどで住民サービスの向上を図ります。

4 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

職員数は、充実した市民サービス提供の基礎となるものですが、人件費は財政を圧迫する原因にもなるため、平成19年に「瀬戸内市集中改革プラン」を策定し、定員の適正化を図り、併せてICT化、アウトソーシング等行政運営の見直しに取り組み、職員削減につながっています。

今後も地方分権による権限移譲や新たな行政需要の発生に即応するとともに、行財政改革につなげるための定員適正化計画を策定し、引き続き定員の適正化に取り組んでいきます。

(2) 給与の適正化

公務員を取り巻く環境が厳しさを増す中、市民の期待と信頼に応えるため、人事評価制度の導入により職員の能力・職責・勤務成績を反映し、職員個々の能力や実績等を把握して適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、公務能率の一層の増進を図るとともに、国や他の地方公共団体、民間との均衡原則等に基づき、給与の適正化に努めます。

(3) 人材育成の推進

職員の能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的事項を明確にし、能力開発に関する諸施策実施の基準とするため「瀬戸内市人材育成基本方針」を策定し、職員研修に限らず、人事制度、職場の環境づくりまでも含めた総合的、長期的な観点から人材育成に取り組んでいきます。

5 持続的な財政基盤の確立

(1) 投資的事業の見直し

投資的事業については、その必要性、妥当性を見直し、本当に必要な施策のみに絞って事業を実施するものとします。また、必要と位置づけられた施策でも、緊急度・優先度について改めて精査し、社会経済情勢の変化及び住民ニーズの多様化に対応して、継続することに問題があるものについては、中止・休止・延期等の措置を講じるものとします。

(2) 受益者負担の見直し

税外収入として貴重な自主財源となっている受益者負担は、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるためのものですが、本市では、これまで詳細な積算による金額設定がなされていない状況です。

特に施設の使用料は、市内の他の類似施設を参考に金額が決められており、原価計算や市内の民間施設の使用金額を参考に検討されているケースは少ないため、市民（受益者と非受益者）の納得が得られる適正な負担を求めていくには、まず受益者負担の原則という基本的な考え方を明らかにし、その額を見直していく必要があります。

(3) 歳入確保に向けた取組の強化

持続可能な財政基盤を確立するためには、既存の行政サービスを圧縮し歳出を抑制するだけでなく、歳入を安定的に確保していく必要があります。

このため、財源を安定的に確保し、税負担の公平性を高めるため、徴収事務のさらなる強化が求められるとともに、資産売却等による新たな財源確保の検討や、市の組織内における歳入増加に結びつく財政情報の提供と共有化などにも積極的に取り組んでいきます。

(4) 公営企業経営の健全化

公営企業については、独立採算の原則を堅持しつつ、民間的視点に立った経営の合理化・効率化の推進による支出の抑制と積極的な収入の確保により、将来にわたる経営基盤の安定化に努めます。また、民間委託等によりサービスの向上や経費の節減等が図られる業務については、積極的に民間活力の導入を検討します。

6 公共施設の最適化

(1) 公共施設の役割の見直し

高度成長期からバブル期にかけて、人口増加や市民ニーズの多様化に伴い、様々な種類の施設を建設してきました。時代の変化により、公共施設に求められる役割や機能は変化してきています。建設当時の役割や機能にこだわらず、ニーズや社会情勢にあわせた施設の役割や機能の見直しを行い、利用しやすい施設にしていきます。

(2) 公共施設の総量の削減

現在の財政状況では現在保有している公共施設を全て更新し、維持することは不可能です。一つの市が全ての種類の施設を保有するワンセット主義を捨て、県や他の市町と連携して施設を利用できるようにしたり、地域の中核となる施設に複数の機能を持たせる複合化・多機能化を図ったり、小さな施設は保有せず、民間の施設利用に誘導すること等により、機能を残しつつ公共施設の総量を削減します。

(3) 効率的な管理運営

公共施設の役割の見直しと総量の削減による公共施設の維持管理費の効率化・削減に加え、指定管理者制度や公共施設運営権（コンセッション）の活用など、公共施設の運営について民間のノウハウを活用し、公共施設のより効率的な管理運営を図ります。さらに、総量削減により不用になった公共施設については、売却や貸付などを積極的に進め、機会損失の最小化と歳入の確保に努めます。

(4) インフラの更新費用の平準化

建物だけでなく、道路や橋りょう、上下水道管など、多くのインフラをこれまで建設してきました。これらインフラの老朽化対策を怠ると、日常生活に極めて大きな影響を与えることから、日常的な点検に加え、計画的な維持管理と保全、長寿命化を行い、維持管理費用の低減に努めるとともに更新費用を平準化します。